

平成 2 8 年度 事業計画

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

基本方針

去る 4 月 1 4 日、熊本県熊本地方を中心とした大地震が発生し、各地に甚大な被害をもたらした。この地震により命を亡くされた方々並びに被災された皆様に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますと共に、早急の復旧・復興と被災者が一日も早く日常を取り戻されるよう願うばかりである。

我々専門工事業は、このような大規模災害時における復旧・復興にも大きく寄与しているところであるが、若年労働者の入職の減少や労働者の高齢化等 技能者不足は深刻であり、将来にわたり社会的な責務を果たしていくためにも、担い手確保・育成は早急に取組むべき課題である。

平成 2 8 年度は、昨年から本格運用されている品確法の指針に基づく「発注関係事務の運用」が適切に実施されることが求められており、発注者による適正な積算・工期設定・施工条件等による発注、適正な設計変更等が強く求められている。

さらに、発注者と受注者が情報を共有し、施工状況の確認・評価など、計画から発注、施工までのプロセスが適切に実施されることを期待したい。

社会保険未加入対策等により、技能労働者の処遇改善も進みつつあるが、建設産業の持続的発展に不可欠な人材の確保・育成に向けて、産官が一丸となった一層の取り組みが必要となってくる。併せて、経営の安定化と担い手確保の面からも、先を見通せる事業予算及び年間を通じた仕事量の確保が不可欠であり、公共工事の安定的な予算の確保と経済の着実な成長を願うものである。

平成 2 8 年度は、第 32 回目となる専門工事業実態調査、労務稼働率調査、優秀施工者表彰、会報発行等を継続して実施すると共に、担い手確保・育成に向けた研修会や調査研究も計画していく。

また、北陸地方整備局をはじめ、新潟県、新潟市など発注機関との意見交換会等を通じ、専門工事業が抱える多くの課題に対する認識の共有を図り、それらの改善に向けた取組みを行っていくこととする。

加えて、（一社）建設産業専門団体連合会（全国建専連）、建設産業専門団体北陸地区連合会（北陸建専連）と連携をとりながら、専門工事業者が安定した経営を行い、技能労働者の処遇改善に繋がるよう、発注者と元請事業者間の適正な発注と受注を強く求めていきたい。

平成28年度活動計画

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1. 調査広報事業

建設産業の重要部分を担う専門工事業は、大規模災害時等における復旧・復興にも大きく寄与しているところであるが、労働者の高齢化や若年入職者の減少が続き、技能者不足は深刻であり、人材確保・育成は喫急の課題となっている。

魅力ある労働環境を提供し、将来を担う人材の育成と技能伝承が安定的に行われるよう、実態の把握に努め、専門工事業の必要性とものづくりの魅力を、県民はじめ関連機関等に広く発信するために次の事業を行う。

- 1) 専門工事業者の実態調査の実施
- 2) 労務稼働率調査の実施
- 3) 会報「ひびき」の発行
- 4) 本会のホームページの充実と情報提供

2. 活動連携事業

建設専門工事業界の諸問題を解決すべく、行政サイド（国土交通省、新潟県、新潟市他）との交流会を開催し、意思の集約を図ると共に、上部団体（一社）全国建専連、北陸建専連の2団体と事業協力を通じ連携を深めていき、加えて会員団体の団結も強固なものにするため次の事業を遂行する。

- 1) 行政サイドとの交流会の実施
- 2) (一社)全国建専連、北陸建専連への事業協力
- 3) 新潟県建設生産システム合理化推進協議会への協力
- 4) 会員団体選抜による優秀施工者表彰の実施
- 5) 会員団体及び当該上部組織との関係維持

3. 構造改善事業

従来から言われている元下関係の諸問題の改善のために、建設専門工事業者の重要性を深く認識し、元請団体との意見交換、行政側との情報交換等を通じ、元請上位の業界体質を改善していくため、次の事業を行う。

- 1) 元下関係の諸問題の研究
- 2) 元請団体との意見交換会の実施
- 3) 行政及び関係機関等からの情報収集及び会員団体への周知

4. 経営革新事業

本会の会員団体及び傘下会員企業に対し、行政側の施策、方針等及び新技術、現場運営の新方策等に係る情報の周知を行うと共に、会員企業の経営の向上に資する事業を行う。

- 1) 各業種別福利厚生費標準見積書の周知徹底
- 2) 経営向上・革新に関する研修会等の開催
- 3) 技術、現場運営の向上に関する研修会等の開催
- 4) 行政及び関係機関等からの情報収集及び会員団体への周知
- 5) その他会員企業の経営に寄与する事項

5. 総務組織事業

本会の運営を強化及び維持するため、加えて組織力向上及び改革のために次の事業を行う。

- 1) 新規加入団体の調査及び加入促進
- 2) 財政及び体質強化のための新事業の研究
- 3) 運営に関する諸事項の研究及び強化
- 4) 高速料金管理料還付事業